

答 申

1 審査会の結論

四街道市議会（以下「実施機関」という。）が平成25年4月5日付け四街道市議指令第3号で異議申立人に対して行った行政文書の非公開決定処分は、妥当とは言えないため、同決定を取り消し、公開すべきである。

2 諮問に至る経過

- (1) 異議申立人は、平成25年3月25日付けで、実施機関に対し、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成24年第4回定例会、四街道市議会会議録P293、09からの「・・・・」部分の発言内容」が記載された行政文書について公開を請求した。
- (2) 実施機関は、同年4月5日付けで、異議申立人に対し、当該四街道市議会会議録（以下「会議録」という。）の原本である行政文書は条例第8条第1項第6号に該当するものであり、公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第11条第2項の規定により、公開しないことを決定した旨の通知を行った。
- (3) 異議申立人は、同年4月24日付けで、実施機関に対し、行政文書の非公開決定処分を取り消すとの決定を求める旨の異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、同年8月12日付けで、条例第18条の規定により、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成25年4月5日付けで実施機関が行った行政文書を条例第8条第1項第6号に該当するものとして非公開と決定した処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 四街道市議会平成24年第4回定例会（11月26日開会、12月19日閉会）において、本会議での議員の発言の一部に異議申立人本人に係る部分があったが、調整の上公開された会議録には、当該部分は「不適正な発言の為、議長職権により

削除を行う」とされ、記載されていなかった。

(イ) 当該発言があった同本会議を傍聴していた異議申立人は、当該会議録の原本には当該部分の発言が記載されているかどうかを実施機関に問うたところ、答えられないとの回答があったので、条例第6条の規定により、同会議録の原本の情報公開を請求した。

(ウ) 実施機関は、同会議録の原本について、削除された部分の公開を行うことは「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とし、条例第8条第1項第6号の規定により、非公開決定処分をしたが、当該部分の発言を公開することは何ら業務に支障を与える性格のものでも、又、議会の中立性・公平性を侵害するものでもない。

(エ) 条例第1条は、「市民の知る権利を保障」しており、当該議員の発言に係る当事者として、行政文書である同会議録の原本の記載内容の事実を確認したいと思い、当該部分の公開を請求することは、市民の知る権利である。

以上、本件非公開決定処分は、条例の解釈、運用を誤ったものである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、条例第8条第1項第6号を理由とした非公開決定処分について、意見書及び口頭による説明聴取の中で、おおむね次のように説明している。

(1) 本件情報公開請求に係る議員の発言は、地方自治法（以下「法」という。）第123条に従い作成した会議録の原本には記載されているが、当該議員の発言は「不適正な発言の為」、法第129条の規定により、議長職権で削除を行ったものであるから、当該議員の発言そのものがなかったことと解され、公開用の会議録には調整により記載されていない。実施機関としては、この調整後の会議録を実質的な原本として既に公開している。

(2) 当該会議録の原本は、利用のために保存するものではなく、歴史の事実を記録して保管するためのものと解され、公開の対象とはしていない。

(3) 当該会議録の原本から削除した当該議員の発言を公開することは、議長が発言を取り消した意味をなさなくなり、議会の中立性・公平性が保たれないと判断される。議長が取り消した適切でない発言を公開すれば、議会運営全般にわたる「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり、条例第8条第1項第6号の例外規定に該当する。

よって、調整後の会議録が実質的な原本と考えることにより、情報公開請求に係る当該会議録の原本については、非公開決定処分を行ったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、異議申立人及び実施機関からそれぞれ意見書の提出を求めるとともに、異議申立人及び実施機関の職員から口頭による意見陳述及び説明聴取を行った。それらの結果を踏まえて、次のとおり判断する。

- (1) 本件情報公開請求の対象となったのは、調整され公開用の会議録から削除された議員の発言が記載された会議録の原本であるが、実施機関はこれを公開することにより、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」とし、条例第8条第1項第6号の例外規定に該当するとして、異議申立人からの情報公開請求に対して非公開決定処分とし、併せて同会議録の原本の公開はそもそもできないものである旨を主張している。
- (2) 会議録には、法第123条に則り、秘密会の議事や取り消された発言も含めて、議事次第等すべて記載した会議録の原本と、四街道市議会会議規則（以下「会議規則」という。）の規定により、秘密会の議事や取り消された発言を掲載しない（会議規則第80条）で「議員及び関係者に配布する」（会議規則第79条）会議録があり、実施機関は後者を公開用として住民に対して公開しているところである。本件の情報公開請求の対象となっている行政文書は、あくまで前者の会議録の原本であり、当該会議録の原本には、当該議員の削除された発言内容が確かに記載されていることを当審査会として現認している。
- (3) 実施機関は、当該会議録の原本はそもそも公開できない旨を主張しているが、当審査会との質疑の中では、非公開とする法令上の根拠はないと述べ、さらに法的根拠がないのは非公開を前提としているからであると説明をしている。しかし、法第115条は「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」と明確に規定している。すなわち、公開ということは秘密会を除いて傍聴が認められ、同時にその会議録は閲覧を認めるという意味に解釈され、法令及び条例等に定めのない限り、情報公開請求の対象となるものである。この点については、過去に最高裁判所の判例において、次のように示されている。「議事の公開には当然に会議録の閲覧請求権の承認を含むものであるから、普通地方公共団体の住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず会議録の閲覧請求権を有するものであり、議会は特段の事由がない限り住民の閲覧請求を拒みえない。」（最判昭和50年4月15日）。このようなことから、保有する当該会議録の原本をそもそも非公開とするとの実施機関の主張は、理由がない。
- (4) 次に、当該会議録の原本を実施機関が公開を拒否する特段の事由、言い換えれば公開を禁じた法令及び条例等の定めが該当し、それが非公開決定処分の理由になり得るかどうかを検討する。実施機関は、当該会議録の原本の公開は条例第8条第1項第6号の例外規定に該当するため、非公開決定処分が相当であるとしている。すなわち、

議長職権により削除された当該議員の発言は、削除によりなかったこととなるから、これを公開することは、「議会運営事務の適正な遂行に支障を及ぼす」、「議会運営の中立性が損なわれる」等と主張する。しかし、この点に関する実施機関の主張では、具体的な説明が一切なされず、抽象的な同じような言葉が繰り返された。当審査会としては、条例第8条第1項第6号の例外規定に該当するとの実施機関の主張には、説得力も根拠も乏しいと思料せざるを得ない。当該会議録の原本から当該議員の発言が削除をされていない以上、議会運営等を理由に条例の定める例外規定に該当するとの主張には、そもそも無理がある。公開が原則である会議録を非公開決定処分とした以上、地方自治の本旨に照らして、その理由を具体的に丁寧に説明する必要があったと思料する。

したがって、当審査会としては、実施機関が主張する条例第8条第1項第6号に該当する事由はないものとする。

以上のように検討した結果、当審査会は、実施機関が平成25年4月5日付け四街道市議指令第3号で異議申立人に対して行った行政文書の非公開決定処分は、妥当とは言えないため、同決定を取り消し、当該文書を公開すべきものと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 8月12日	諮問書の受理
8月16日	実施機関に諮問事案に係る意見書の提出を依頼
9月 6日	実施機関から諮問事案に係る意見書を受理
9月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に実施機関の意見書を送付するとともに、異議申立人の意見書の提出を依頼 ・ 異議申立人に口頭による意見陳述の意向を照会
9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を受理 ・ 異議申立人から口頭意見陳述申立書を受理
10月15日	第1回審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から資料提出
11月19日	第2回審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人の口頭意見陳述聴取 ・ 実施機関の口頭説明聴取

12月24日	第3回審議 ・実施機関から資料提出
平成26年 1月21日	第4回審議 ・実施機関の口頭説明聴取
2月25日	第5回審議
3月31日	第6回審議

平成26年 3月31日

四街道市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 酒井 正文

副会長 青柳 和子

委 員 堀籠 秀昌

委 員 木谷 太郎

委 員 荒木 昭夫